

愛光園指定通所介護事業所 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛光園が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び運営規程に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下「通所介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所通所介護員等は要介護者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設において入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者家族の身体的及び精神的負担の解消を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

3 上記の他、「和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年和歌山県条例76号）を遵守する。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 愛光園デイサービスセンター
- 二 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野1386

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定通所介護の提供に当たる。
- 二 生活相談員 3名（常勤専従1名、常勤兼務2名）

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活相談、レクリエーション等を通じての機能訓練等に従事する。

三 看護職員 2名（非常勤兼務2名）

看護職員は、利用者の健康チェックや健康相談に従事する。

看護職員は、口腔機能向上の為の訓練を行う。

四 介護職員 6名（常勤専従職員2名 常勤兼務1名
非常勤専従3名）

介護職員は、利用者の介護等に従事する。

五 機能訓練指導員 2名（非常勤兼務2名）

機能訓練指導員は、心身機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 サービスの提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

（利用者の定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、30名とする。

（指定通所介護の内容）

第7条 指定通所介護の内容は次の通りとする。

一 生活指導

二 機能訓練

三 養護

四 健康状態の確認

五 送迎

六 入浴サービス

七 給食サービス

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に記載のある割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。なお厚生大臣が定める基準（介護報酬公示）を、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 前項の額のほか、利用者より次の費用の支払いを受ける。

一 食費 500円

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 実施地域を越えた地点から片道	10km未満	無料
二 実施地域を越えた地点から片道	10km以上、20km未満	650円
三 実施地域を越えた地点から片道	20km以上、5kmごとに	500円加算

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、かつらぎ町・紀の川市（但し、旧那賀町）・橋本市（但し、旧高野口町）九度山町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業所の各室及び設備等を利用するに当たっては、通所介護員等の指示に従わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 通所介護員等は、通所介護を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 管理者は愛光園第 2 消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は通所介護員等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 月 1 回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においても、これからの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、社会福祉法人愛光園理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 18 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると共に、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。